

広島県告示第七百七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年八月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類	二 路線名	三 道路の区域
一般国道	三七五号	間
区	区	間

新	旧	の新旧別
一四一・〇〇	九三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三八・〇〇	三八・〇〇	延長 (メートル)
幅員減少 不用物件延長 三七一・〇〇 メートル 一般国道三七 五号と重複	六号と重複	備考

新	旧	の新旧別
東広島市福富町下竹仁字東広兼山三七五番 二地先から 東広島市福富町上戸野字東田河内一六四九番 一地先まで	東広島市福富町上戸野字東田河内一六五八番 一地先から 東広島市福富町下竹仁字東広兼山三七五番 八地先まで	区間
一七一・〇〇	九三・五〇	一般国道 四八六号
三八・〇〇	三八・〇〇	道路の区域